#### 第51号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例(平成24年加東市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2とうじょうあいあい線の項を次のように改める。

とうじょうあいあい		大畑又は藪	100円
線	大畑又は藪	大畑及び藪以外の地	300円
		域	
		大畑又は藪	300円
		大畑及び藪以外の地	300円(同日にと
		域	うじょうあいあい線
	大畑及び藪以外の地		で、大畑又は藪から
	域		乗車して大畑及び藪
			以外の地域で降車し
			た場合は、1回に限
			り100円)

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

### 第51号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正 (要旨)

#### 1 改正理由

とうじょうあいあい線の新たな利用区間の使用料を定めるため、所要の改正を行うもの である。

# 2 改正内容

大畑及び藪以外の地域から乗車し、大畑及び藪以外の地域で降車した場合の使用料を300円とする。ただし、同日にとうじょうあいあい線で、大畑又は藪から乗車して大畑及び藪以外の地域で降車した場合、上記の使用料は1回に限り100円とする。

3 施行期日 令和2年7月1日

# 新 旧 対 照 表

現 行 改 案 TE. 別表第2 (第6条関係) 別表第2(第6条関係) 路線 利用区間 使用料 路線 利用区間 使用料 乗車地 降車地 乗車地 降車地 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) とうじょうあ 大畑又は藪 大畑又は藪 とうじょうあ 大畑又は藪 大畑又は藪 100円 100円 いあい線 いあい線 大畑又は藪 大畑及び藪以 300円 大畑及び藪以 300円 外の地域 外の地域 大畑及び藪以 大畑及び藪以大畑又は藪 大畑又は藪 300円 300円 外の地域 外の地域 大畑及び藪以 300円(同日に 外の地域 とうじょうあいあ い線で、大畑又は 藪から乗車して大 畑及び藪以外の地 域で降車した場合 は、1回に限り1 00円)